

中部大学ピアレビュー委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、中部大学自己点検・評価委員会規程第8条第2項に基づき、ピアレビュー委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（任務）

第2条 委員会は、各組織における自己点検・評価結果についてピアレビューを実施する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）大学企画室長
- （2）大学企画室大学評価推進部長
- （3）大学事務局長
- （4）学長が指名する者

（任命）

第4条 委員は、学長が任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、大学企画室長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、大学企画室大学評価推進部長がその職務を代理する。

（ピアレビューの担当）

第7条 当該年度のピアレビューを行うために委員会委員を担当に分ける。

（資料の提出等の協力）

第8条 委員会は、その目的を遂行するため必要があるときは、学部等の長及び事務部等の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(運営細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。